

相続資金だけの**特別利率**です

相続定期預金

特別利率

年**1.10**%



受け継いだ資金を大切に増やしたい。
相続により受け取られた資金を特別な利率にてお預かりいたします。

「相続定期預金」概要

商品名

「相続定期預金」

販売対象

金融機関（当金庫以外の金融機関を含む）にて相続手続き完了後3年以内の個人の方。

預入期間

1年
預入時のお申し出により自動継続（元金継続・元利金継続）のお取扱いが出来ます。

預入方法

- ①預入方法 一括預入
- ②預入金額 10万円以上、かつ相続で取得した金額が上限となります。
- ③預入単位 1円単位

預入原資・払戻方法

相続にて取得した預貯金、不動産や有価証券の売却代金、受取保険金等。満期日以降に一括して払い戻します。

募集金額

20億円

利息

- ①適用金利 1年1.10%（年利）
預入時の利率を満期日まで適用します。
自動継続後は、継続日におけるスーパー定期又は大口定期預金の店頭表示の利率を適用します。
- ②利払方法 満期日以降に一括して支払います。
- ③計算方法 付利単位を1円とし、1年を365日とする。

税金

個人のお客様は利息に対して20.315%（国税15.315%地方税5%）の税金がかかります。

（個人のお客様でマル優をご利用の場合、税金はかかりません。）

※2013年1月1日～2037年12月31日の間は、復興特別課税として国税0.315%が課税されます。

付加できる特約事項

- ・マル優の取扱いが出来ます。
- ・個人のお客様が作成した自動継続定期預金は総合口座の担保とすることが出来ます。（貸越利息は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率）

必要書類

- ①当金庫で相続手続きされた方
・本人確認書類
- ②当金庫以外の金融機関にて相続手続きされた方
・本人確認書類
・相続手続き完了後3年以内であることが確認できる書類
・相続にて取得した資金であることが確認できる書類

その他の重要事項

- ・預金保険制度の付保対象預金です。
預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）
- ・満期日以降は1年ものスーパー定期預金店頭表示金利となります。
- ・期限前に解約する場合は、中途解約時の取扱金利となります。
- ・募集金額に達した場合、募集を終了いたします。
- ・金融情勢の変化等により、お取扱い内容の変更または販売を終了することがあります。

お取扱店舗

地域と共に、次の未来へ

小松川信用金庫



本店・中平井支店 東京都江戸川区平井 6-23-23 03(3617)1201
平井支店 東京都江戸川区平井 4-8-1 03(3683)0581
菅原橋支店 東京都江戸川区松本 1-25-16 03(3652)3136

奥戸支店 東京都葛飾区奥戸 2-41-17 03(3696)0351
東四つ木支店 東京都葛飾区東四つ木 4-25-12 03(3696)1781
市川南支店 千葉県市川市平田 4-3-4 047(378)2711
鹿骨支店 東京都江戸川区鹿骨 3-16-1 03(3698)1711
亀戸支店 東京都江東区亀戸 5-44-7 03(3682)0031
篠崎支店 東京都江戸川区篠崎町 6-15-21 03(3676)5941